

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	担当省庁	消費者庁、内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省、警察庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。また、多発している事故、被害の拡大が想定される事故、新規性の強い事故等について、事故情報の分析・検討の上、迅速に注意喚起等を行うとともに、必要に応じて事業者名を明らかにした公表を行う。さらに、重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るため、事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて講ずる。</p> <p>関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働きかけるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実や質の向上等に努める。</p> <p>消費者安全法第 12 条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第 13 条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会、国会に報告する（<u>消費者白書の一部と合冊）として報告する。また、国民に広報に向けて、ホームページに概要と全文を掲載するとともに、関係者が必要な情報を利用できるよう周知に向けた広報活動を行う。</u></p> <p>（令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績）</p> <p>消費者安全法に基づき通知された消費者事故等の情報及び消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故の情報について、定期公表（消費者安全法：原則木曜、消費生活用製品安全法：原則火曜・金曜）を実施するとともに事故情報データベースに登録した。また、医療機関ネットワーク事業への参画医療機関の増加を図り（令和元年度末 24 機関、<u>（令和 2 年度（3 月）3 年度（12 月）末時点）30 医療機関が参画）</u>では、医療機関特有の事故情報を幅広く集めた。</p> <p>集約した事故情報は注意喚起に活用し、注意喚起に当たっては消費者庁ウェブサイトへの掲載だけでなく、SNS の活用や動画の提供など、注意喚起の情報がより多くの消費者に伝わり理解されるよう努めた。</p> <p>また、消費者安全法の通知が円滑に行われるよう、<u>関係省庁や</u>地方公共団体の消費者行政担当職員が出席する会議や地方公共団体の主催する研修において、同法の通知制度について周知を行った。</p> <p><u>このほか、事故情報データベースの利便性向上を図るため、スマートフォン対応等のシステム更新作業を行った。</u></p> <p>さらに、<u>総務省行政評価局が実施した消費者事故対策に関する行政評価・監視に係る勧告を踏まえ、都道府県等及び関係省庁に通知制度の周知を依頼するとともに、</u></p>
------	--

各都道府県等内での消費者庁への通知手順の確認・整理結果を公表した。今後、地方公共団体への訪問ヒアリング等を通じて、工夫して取り組んでいる方策等を調査し、例えば会議やウェブサイト等を通じて、その知見や課題を取りまとめ還元することで、事故情報の円滑な提供により、通知制度が的確に運用できる体制構築を促すこととする。

消費者安全法第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度令和 2 年度の通知については令和2 年 3 年 6 月9 日 8 日に、国会へ報告、公表を行った。

○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組

教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国において開催する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。

(令和2 年度 2 ～ 3 年度実績)

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、特定教育・保育施設等における事故情報データベース集計及び地方公共団体による重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策に関する年次報告書を取りまとめ、公表した。

○ 厚生労働省の取組

子供が死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査死亡原因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とした Child Death Review (CDR) について、予防のための子供子どもの死亡検証体制整備モデル事業を実施する。

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。また、全国の保健所に対して、消費者事故等の情報に係る消費者庁への報告を徹底するよう周知する。

(令和2 年度 2 ～ 3 年度実績)

一部の都道府県において、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を行い、試行的な実施体制の整備の結果を国へフィードバックした。

また、消費者庁からの協力依頼に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区に対して、消費者事故等の情報に係る消費者庁への報告を徹底するよう周知した。(令和 3 年 9 月 30 日事務連絡)

○ 総務省（消防庁）の取組

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。

(令和2 年度 2 ～ 3 年度実績)

消費者事故等の情報を随時、消費者庁に通知した。また、各消防本部に対して、「特に通知いただきたい消費者事故等」について示した「消費者事故等の通知について」の一部改正等についてを通知し、消費者事故等の情報に係る消防庁への通知について適切な運用を依頼した。

○ 警察庁の取組

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。

(令和2年度2～3年度実績)

消費者事故等の情報を随時、消費者庁に通知した。また、都道府県警察に対して、消費者事故等の情報に係る警察庁への報告について引き続き徹底するよう指示した。

KPI・
今後の取組予
定

【KPI】

- ①消費者安全法に基づく消費者事故等（生命・身体被害）の通知件数
- ②消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数
- ③医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの報告件数
- ④事故情報データベースへの事故情報登録件数
- ⑤生命身体事故等に関する注意喚起件数
- ⑥「消費者白書」掲載ページアクセス数
- ⑦「消費者白書」に係る講演の実施回数

(目標)

- ・消費者安全法に基づく通知制度の周知を定期的かつ適切なタイミングで行う。
- ・消費者事故等の通知運用マニュアルの改訂時に直近の事例を反映する。
- ・医療機関ネットワーク事業参画医療機関の増加により行政機関等や事業者に寄せられない事故情報を収集する。
- ・人口動態調査収集した事故情報を基に事故の動向についてを分析し、必要に応じて注意喚起等を行う。
- ・「消費者白書」に係る講演を10回以上行う。

(進捗)

- ①①令和3年度12月末時点：3,010件（令和2年度：2,435件（令和元年度：2,632件））
- ②②令和3年度12月末時点：749件（令和2年度：1,024件（令和元年度：1,271件））
- ③③令和3年度12月末時点：4,021件（令和2年度：4,748件（令和元年度：5,239件））
- ④④令和3年度12月末時点：17,394件（令和2年度：23,623件（令和元年度：28,009件））
- ⑤⑤令和3年度12月末時点：10件（うち消費者安全法に基づく注意喚起：0件）
（令和2年度：17件（うち消費者安全法に基づく注意喚起：0件））
（令和元年度：18件（うち消費者安全法に基づく注意喚起：2件））
- ⑥⑥令和3年度12月末時点：2,106,006件（令和2年度：2,939,590件（令和元年度：3,505,588件））
- ⑦令和3年度：11回（令和2年度：13回）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。 ・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。 ・消費者事故等の通知制度の周知徹底を図るとともに、都道府県
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

	等に対し通知手順の確認・整理を求めるなど、通知制度を円滑に運用するための方策を推進する。 →あわせて、令和5年度を目途に消費者事故等の通知の運用マニュアルの改訂を行う。
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。 ・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。

○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。
令和6年度	
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。 ・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。
令和7年度以降	

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 イ 緊急時における消費者の安全確保	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <p>緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。</p> <p>（令和2年度3年度実績）</p> <p>関係省庁連携による対応訓練を 12月令和4年2月に実施した。</p>
------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 緊急時対応訓練の回数</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回実際の事例を想定した緊急時対応訓練を実施する。 ・緊急事態発生時において、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」で定める手順に基づき、迅速かつ適切に対応する。 <p>(進捗)</p> <p style="color: red;">令和3年度：1回(令和4年2月実施) (令和2年度：1回(令和元年度：1回))</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">令和3年度 4年度</td> <td rowspan="5">緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降
年度	取組内容								
令和3年度 4年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。								
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降									

項目名	② 消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 ウ リコール情報の周知強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、当該サイトの周知活動及び地域のネットワーク等を活用した取組を推進する。また、状況を踏まえ、リコール情報の適切な発信の在り方について検討を行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>リコールに関する情報を、消費者庁リコール情報サイトやメールマガジンを通じて発信した。また、消費者行政ブロック会議等において地方公共団体に対して同サイトの周知を依頼した。さらに、事業者団体が出席する会議や独立行政法人製品評価技術基盤機構主催の報告会等において、事業者による同サイトの活用について周知した。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①リコール情報の登録件数 ②メールマガジンの配信先の件数 ③リコール情報サイトへのアクセス数（1か月平均）</p> <p>(目標)</p> <p>メールマガジンの配信先件数及びサイトアクセス数の前年度比増を目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年度12月末時点：7,030件（令和2年度末時点：6,818件（令和元年度末時点：6,482件）） ②令和3年度12月末時点：9,945件（令和2年度末時点：9,689件（令和元年度末時点：9,327件）） ③令和3年度：約147万件（令和2年度：約110万件（令和元年度：約104万件））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="4">「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。
年度	取組内容									
令和3年度 4年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度 以降	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品商品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。									

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 エ 製品安全に関する情報の周知	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等と連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させるとともにアクションを促す。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表し、その内容を表したほか、災害発生時や豪雪時に発生する製品事故は重篤な被害につながることから、製品使用時の注意点等について、地方局、消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と情報を連携させるし災害時などに使用される製品において注意喚起を図ることで、これまで以上に多くの消費者に注意喚起を行った。また、海外の規制当局や関係機関と連携し、海外におけるリコール情報や製品事故について情報収集を行った。さらに、2018年度からはTwitterアカウントを開設し、事故情報やリコール情報の発信を開始した。 ・近年のインターネット取引の増加に伴い、インターネットで取引される製品による製品安全4法違反や重大製品事故の比率が増加傾向にあることから、インターネットモール各社への要請により、重大製品事故の発生が懸念される製品の販売に際しては、法令に基づく安全性が確認され、PSマークの表示が付された製品であることの確認等が行われているほか、インターネットモールの利用者に対するリコール情報の周知に係る協力についても実現した。 ・2021年9月にインターネットモール等運営事業者8社（以下「モール事業者」という。）と連絡会合を開催し、製品安全に係る取組の情報共有を行った。加えて、インターネットモールにおいて販売される製品のうち、法令違反が多く事故が多発している製品についてPSマーク表示の有無を確認するよう、モール事業者に対して行った2020年7月の要請により、違反件数の減少につながったことが確認された。 ・また、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリースを通じ、事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故についての注意喚起を行った。 ・製品安全に関する国民の理解を得るため、政府広報を利用したことにより、BS番組、ラジオ番組、新聞突き出し広告、Yahoo!バナー広告等で製品事故防止についての呼びかけを行ったほか、毎年11月に設定している製品安全総点検月間では、地方自治体や民間企業にも協力を依頼し、製品を安全に使用いただくための呼びかけを行った。 <p>また、製品安全について・<u>企業における製品安全に対する意識の向上及び製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図るため、</u></p>
------	---

製品安全に関する先進的な取り組みをしている企業を表彰する製品安全対策優良企業表彰 (PS アワード) 等については、今年度2021年度は 448 社を選定し、2月2021年11月に表彰式を実施したほか、表彰式のダイジェスト動画を YouTube の METI チャンネルで公開した。また、Twitter アカウント及び Instagram アカウントを通じて情報を発信し、企業単位での製品安全の取組の普及を図った。また、受賞企業より製品安全の取り組み取組や受賞ポイント等を講演していただく受賞企業講演会については、今年度は web 会議にて一般公開で行ったほか、YouTube の METI チャンネルでも公開した。広報については、Twitter アカウント、Instagram アカウントを開設し、情報を発信し、企業単位での製品安全の取組の普及を図った。

- ・世代が高齢になるほど重大製品事故の人的被害が重篤化する傾向を踏まえ、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発を事業者に促すべく、高齢者による製品事故が多く発生している製品ごとのリスク分析を実施するとともに、高齢者の身体特性についてデータを収集した。

<p>KPI・ 今後の取組予 定</p>	<p>【KPI】</p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数</p> <p>①プレスリリース数 ②WEB掲載数 ③Twitter配信数</p> <p>(目標)</p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供を毎月1回以上行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度(3月<u>3年度</u> (<u>11月</u>末時点) : 12回※経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供として毎月プレスリリースを実施。</p> <p>4月4月 28日 「<u>屋内で気を付けること増加するキャンプ需要</u>」</p> <p>5月 28日 「<u>屋内で起こる高齢者の転倒・転落事故を防ぐ</u>」</p> <p>6月<u>25月</u> 27日 「<u>エアコンの内部洗浄による事故に注意早期点検で快適な夏を過ごしましょう</u>」</p> <p>7月 21日 「<u>楽しいはずの「おうちごはん」で事故のおそれ</u>」</p> <p>8月 27日 「<u>おうちキャンプを楽しく安全に</u>」</p> <p><u>9月「調理家電は正しく使いましょう」</u></p> <p><u>6月</u> 24日 「<u>中古品に潜むエアコンと携帯型扇風機が大活躍！でも事故で冷や汗はご勘弁</u>」</p> <p><u>7月</u> 29日 「<u>子どもに忍び寄る危険！リコーム</u>」</p> <p><u>8月</u> 26日 「<u>自然災害時にまさかの注意製品事故</u>」</p> <p><u>10月</u> 22日 「<u>誤った使い方で大けがを負うことも(はしご・脚立の事故)</u>」</p> <p><u>11月</u>18<u>9月</u> 17日 「<u>高齢者の事故防止</u>」</p> <p><u>10月</u> 28日 「<u>衣類や布団など「きちんと登録、しっかり点検～長期使用製品安全点検制度～</u>」</p> <p><u>「中古品の可燃物の接触見えない危険に注意！」</u></p> <p><u>11月</u> 25日 「<u>毎年100件以上発生暖房器具による火災事故に注意</u>」</p> <p><u>12月</u> 17<u>23</u>日 「<u>テレワークで大混雑～プラグ・コードの取り扱いに注意～除雪機の事故</u>」</p> <p>1月<u>20</u><u>1月</u> 27日 「<u>冬の死亡事故に注意！除雪機で19件、一酸化炭素中毒で17件</u></p> <p><u>～除雪時は徹底リチウムイオン電池を使用した安全対策を、発電機は室内で使わない、換気はこまめに～製品での事故</u>」</p> <p>2月 18日 「<u>インターネットで購入前にしっかり確認～連絡が取れない事業者や粗悪な製品に注意～</u>」</p> <p>3月<u>18</u><u>2月</u> 24日 「<u>加湿器、除湿器、空気清浄機での事故</u>」</p> <p><u>3月</u> 31日 「<u>点検と情報確認リコール製品で自転車の製品事故を防ぎましょう</u>」</p> <p>②令和2年度(3月<u>31</u><u>3年度</u> (<u>12月</u>3日時点) : <u>9775</u>件</p>
------------------------------	---

※Web においては重大製品事故情報を週 2 回公表及び必要な案件に関しては届出があったタイミングでリコール情報の周知を実施。

③令和 2 年度：100 件程度 3 年度：255 件(12 月末時点)

※Twitter においてはリコール情報及び、身近に潜む製品事故危険性やヒヤリハット事例等を広く一般に周知する観点で必要に応じて周知を実施。

また、関係者省庁や関係機関の Twitter でのつぶやきを確認し、製品事故関係

及びリコールに関連するつぶやきに関しては、リツイートを行い広く周知を行った。

—例)—子ども

・11 月の事故防止週間の子どもの事故製品安全総点検月間に関するあわせ製品安全を楽しく学べる製品安全ドリルに関してツイート及びリツイート

・台風シーズン前及び大雪等災害発生が予測される際の関連製品における事前注意喚

起喚起ツイート

【今後の取組予定】

○ 経済産業省の取組

年度	取組内容
令和 3 年度 4 年度	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitter を始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。
令和 4 年度	
令和 5 年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月 1 回以上の頻度でプレスリリースを行う。
令和 6 年度	
〔令和 7 年度 以降〕	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitter を始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月 1 回以上の頻度でプレスリリースを行う。

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 オ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行った。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施した。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行った。</p>
------	---

KPI・
今後の取組予
定

【KPI】

- ①国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数
- ②リコール届出件数
- ③リコール対象台数
- ④不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数

(目標)

不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数の前年比減を目指す。

(進捗)

- ①令和元年度：6,546件
- ②令和2年度：3846,098件
- ③②令和2年度：6613年度：227件（令和3年10月時点）
- ③令和3年度：325万台（令和3年10月時点）
- ④令和2年度：36件（前年比：83.6%）

【今後の取組予定】

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施
4年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 カ 高齢者向け住まいにおける安全の確保	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を徹底する等の対応を行う。</p> <p>高齢者向け住まいにおける事故について事業者からの報告内容及び方法、地方公共団体における事故の情報収集や活用状況等に関する実態把握を行い、高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討を行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和3年4月3日(予定)に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることを徹底するよう要請した。</p> <p>また、令和2年度老健保健健康増進等事業において「介護保険施設等における安全管理体制等の在り方に関する調査研究事業」を実施し、<u>高齢者高齢者向け</u>住まいにおける事故報告の方法等について実態把握を行い、その方法等の検討を行った。<u>また、令和3年6月には、都道府県等に対し、高齢者向け住まいにおける事故報告の標準様式を示し、積極的に活用するよう周知した。</u></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を引き続き求める。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和3年4月2日に開催した全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議にて、報告に基づく事故情報を共有するとともに、報告・指導等の徹底を図った。<u>(予定)</u></p>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

地方公共団体への周知状況

(目標)

- ・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。
- ・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。

(進捗)

・令和3年4月3月(予定)に地方公共団体に対して、指導通知を発出し、周知を行うとともに、

とともに、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行った。

(令和2年度3年度：令和3年4月3日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知。令和3年4月3日指導通知(※)発出。)(予定)

- ・厚生労働省のガイドラインの改正に基づく地方公共団体の指導指針の反映状況：
127/129 団体において全て反映済み(令和元年度：125 令和2年度：127 団体を反映済み)。

(定義)

※有料老人ホームを対象とした指導の強化について(老高発 0331 第3●●●●第●号令和3年4月3日31●日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)(予定)

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底 ・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底 ・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度 4年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める
令和4年度	
令和5年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める
令和6年度	
令和7年度 以降	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ア 消費者安全調査委員会による事故等 原因調査等の実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命身体事故等について、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮しつつ、事故の原因調査を実施する。その結果を報告書として取りまとめ、被害の発生及び拡大防止のために講ずべき施策について、関係行政機関の長等に意見具申を行っている。さらに、意見具申後の取組状況について、適時フォローアップを行う。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>消費者安全調査委員会は、令和2年10月に井上内閣府特命担当大臣から、消費者安全調査委員会の機能強化と調査・審議の透明性向上について検討依頼があり、令和2年12月の第100回調査委員会において「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」を決定した。</p> <p>本決定に基づき、他機関との連携や意見具申権限の活用等の消費者安全調査委員会の機能強化や会議の公開等による透明性の向上に取り組んでいる。</p> <p><u>令和2年度以降、事故等原因調査報告書を3件公表し、12件の意見具申を実施した。加えて関係省庁に対し、意見の取組状況の確認を25件の事案において実施した(令和3年12月末時点)。</u></p> <p><u>また、報告書等の内容を分かりやすく消費者に伝えるため、資料及び動画等を令和2年度以降7件作成した。(令和4年2月末時点)</u></p>
------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①報告書・評価書の公表件数
- ②勧告・意見件数
- ③フォローアップ実施数、主な実施状況
- ④効果的な周知方法の検討状況

(目標)

- ①他機関との連携等により、効果的な報告書等の公表を行う。
- ②必要に応じて、報告書等の公表時以外においても意見具申権限を活用する。
- ③意見後のフォローアップを適切な時期に実施する。
- ④報告書等の内容を、国民に分かりやすい形態で、効果的に周知を行う。

(進捗)

- ①令和3年度(2月末時点): 1件(令和2年度(2月末時点): 2件)
- ②令和3年度(2月末時点): 2件(令和2年度(2月末時点): 10件)
- ~~③令和3年度(12月末時点): 取組状況の確認を15件の事案において実施~~
令和2年度(2月末時点): 取組状況の確認を10件の事案において実施し、その結果から見えた課題を関係行政機関の長へ意見
- ~~④令和3年度(2月末時点) 報告書の内容を分かりやすく消費者に伝える資料及び動画を計4件作成~~
令和2年度(2月末時点): 報告書の内容を分かりやすく消費者に伝える資料及び動画を計3件作成

(定義)

- ①当該年度において、公表した報告書及び評価書の件数。
- ②当該年度において、関係行政機関の長等に対して行った勧告・意見の件数。
- ③当該年度において、勧告・意見に基づく関係行政機関の取組状況をフォローアップした件数(審議に係った事案の件数)及びその主な実施状況の内容。
- ④当該年度における、報告書等の効果的な周知方法の検討状況。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等原因調査等の実施、フォローアップ ・効果的な周知方法の検討
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等原因調査等の実施、フォローアップ ・効果的な周知方法の検討

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 イ 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	担当省庁	国土交通省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による再発防止の観点からの迅速な</u>を行う。また、<u>昇降機や遊戯施設における重大な事故が発生した際には、迅速に</u>事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を<u>踏まえ行い</u>、必要な技術基準の見直しを<u>行う実施する</u>とともに、調査結果を報告書として公表する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年度2～3年度においては、昇降機に関して2件3件、遊戯施設に関して1件3件の調査結果(報告書)を公表した。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>調査結果(報告書)の公表</p> <p>(目標)</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る<u>おける重大な</u>事故が発生した際、<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な</u>に事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を<u>踏まえた行い</u>、調査結果を報告書として公表することを目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年度：3件2～3年度：6件</p> <p>(定義)</p> <p>社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会による事故調査報告書の公表。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="4"><u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u>事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を<u>踏まえた行い</u>、調査結果の報告書の<u>を</u>公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td><u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u>事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を<u>踏まえた行い</u>、調査結果の報告書の<u>を</u>公表</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u> 事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を <u>踏まえた行い</u> 、調査結果の報告書の <u>を</u> 公表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u> 事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を <u>踏まえた行い</u> 、調査結果の報告書の <u>を</u> 公表
年度	取組内容									
令和3年度 4年度	<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u> 事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を <u>踏まえた行い</u> 、調査結果の報告書の <u>を</u> 公表									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度 以降	<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な迅速に</u> 事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を <u>踏まえた行い</u> 、調査結果の報告書の <u>を</u> 公表									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ウ 国民生活センターにおける商品テストの実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等を共有し、活用を図るとともに、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め、<u>令和2年度に168件、令和3年度上半期に76105件</u>の商品テストを的確に実施した。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関との情報共有、他の有識者や研究機関等の商品テスト分析・評価委員としての参画等によって得た技術・知見の活用を図った。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率</p> <p>(目標)</p> <p>商品テスト依頼への対応率を100%とする。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年度3年度(上半期)：100% (商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数 <u>104128件/商品テスト依頼件数104件</u>)。128件)。</p> <p><u>令和2年度：100% (商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数219件/商品テスト依頼件数219件)。</u></p> <p>(定義)</p> <p>商品テストの受付件数と商品テスト依頼への技術相談による対応件数の合計を、地方公共団体からの商品テスト依頼件数で除したものの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="4">国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。
年度	取組内容									
令和3年度 4年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度 以降	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 エ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく重大製品事故の報告・公表制度等を運用する。</p> <p>（令和2年度2～3年度実績）</p> <p>消費生活用製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告を受け付け、定期公表（原則火・金）を実施した。事業者団体が出席する会議や独立行政法人製品評価技術基盤機構主催の報告会において同法の報告制度について周知を行った。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ、製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。</p> <p>（令和2年度2～3年度実績）</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応を逐次実施しており、重大製品事故に起因するリコールは毎年度15件程度開始されている。また、消費者に対して迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起を行うため、2018年度から行っているTwitterによる事故情報、リコール情報の発信を継続して行った。</p> <p>※令和元年度令和2年度に受け付けた報告案件は全て原因調査指示を実施済み。</p> <p>令和3年2月5日11月30日現在、受け付けた案件は全て調査指示を実施済み。公表制度の認知向上として、これら事故の原因調査が完了した案件は、事故内容、原因結果、再発防止対策の公表を実施している。</p> <p>技術基準の改正等については、国内の技術基準が国際基準と整合的になるよう基準の見直しを行ったほか、<u>電気消毒器の安全上必要な技術基準を追加</u>、ガス・石油機器の遠隔操作についての省令・通達を改正、リチウムイオン蓄電池搭載製品の各業界団体ガイドラインの改訂を行ったほか、<u>電気用</u>、令和3年4月に「<u>電気用品、ガス用品等製品のIoT化等に係る製品よる安全確保の在り方について検討会に関するガイドライン</u>」を行った公表した。</p> <p>長期使用製品安全点検制度については、対象品目により<u>重大製品事故の発生率が異なっていることから、重大製品事故の発生率の高い品目にリソースを投入できるよう、集中的に重大製品事故の発生の状況を踏まえた対象品目の見直しの検討を行ったのうち社会的に許容できない事故率である1ppmを基準として大きく下回る事故率となった7製品について規制の対象から外す内容の政令改正を行い、令和3年8月1日から施行した。</u></p> <p><u>製造事業者等による消費生活用製品安全法をはじめとする製品安全関連4法の届出等の手続の利便性を向上させつつ、規制当局としても法令の運用状況を効率的に行</u></p>
------	---

	うことができる電子届出（保安ネット）の運用を開始した																
KPI・ 今後の取組予 定	<p>【KPI】</p> <p>重大製品事故の報告件数 (目標)</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度の認知度の向上と事故原因調査の全件対応</p> <p>(進捗)</p> <p><u>令和3年度12月末時点：749件</u> (令和2年度：1,024件 (令和元年度：1,271件))</p> <p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大製品事故とは、消費生活用製品安全法第2条第6項の定義による。 ・重大製品事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき内閣総理大臣に報告される。 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3<u>4</u>年度</td> <td rowspan="2">・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行うとともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、アンケート調査の結果も踏まえ事業者に対する本制度の周知を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3<u>4</u>年度</td> <td rowspan="3">・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。 ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 <u>4</u> 年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。	令和4年度	令和5年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行うとともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。	令和6年度	令和7年度 以降	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、アンケート調査の結果も踏まえ事業者に対する本制度の周知を図る。	年度	取組内容	令和 3 <u>4</u> 年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。 ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使	令和4年度	令和5年度
年度	取組内容																
令和 3 <u>4</u> 年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。																
令和4年度																	
令和5年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行うとともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。																
令和6年度																	
令和7年度 以降	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、アンケート調査の結果も踏まえ事業者に対する本制度の周知を図る。																
年度	取組内容																
令和 3 <u>4</u> 年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。 ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使																
令和4年度																	
令和5年度																	

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 用・不注意等に関する注意喚起を行う。 ・規制対象品目や技術基準等を見直す。
	（令和7年度以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。 ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter 等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。 ・規制対象品目や技術基準等を見直す。

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 オ 製品等の利用により生じた事故等の 捜査等	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>都道府県警察では、製品等の利用によって生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図った。また、警察庁では、都道府県警察に対して、製品等の利用によって生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際は、関係行政機関に通知するなどした。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数</p> <p><u>(目標)</u></p> <p><u>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数を注視しつつ、状況に応じ適切に対応していく。</u></p> <p>(進捗)</p> <p><u>令和3年度：確認中</u> (令和2年度：54件 (令和元年度：75件))</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="4">製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度 以降)</td> <td>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(令和7年度 以降)	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止
年度	取組内容									
令和3年度 4年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
(令和7年度 以降)	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 力 製品火災対策の推進及び火災原因調 査の連絡調整	担当省庁	総務省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を収集・集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>火災件数を集計し、随時、火災情報を関係機関等に共有するとともに、四半期ごとに製造事業者名、製品名等の公表を行った。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施の上、独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行い、製品事故による火災事故の未然防止に努めた。</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努めた。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 製品火災件数のうち、収集・公表した割合 (目標) 100% (進捗) 令和元年2年：100% (221,137件収集し221,137件公表) 令和元年2年に受け付けた事故のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構にて調査が完了し、公表を行った案件は347,491件、現在調査中のものを除けば全て公表を行っている。																					
	【今後の取組予定】 ○ 総務省の取組 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度） ・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> </tbody> </table> ○ 経済産業省の取組 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。 </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。 </td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度） ・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進 	令和4年度		令和5年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和6年度	令和7年度 以降	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	年度	取組内容	令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。 	令和4年度	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。 	令和7年度 以降
年度	取組内容																					
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度） ・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進 																					
令和4年度																						
令和5年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施																					
令和6年度																						
令和7年度 以降	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施																					
年度	取組内容																					
令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。 																					
令和4年度																						
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。 																					
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。 																					
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。 																					

	<p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因 究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実 験等を通じ、同種事故を防止する。</p>
--	--